

平成28年2月9日

西脇市長 片山象三様

西脇市まちづくり推進審議会
会長 直田春夫

地域自治協議会のあり方等について（答申）

平成27年7月7日付う～037で意見を求められましたみだしのことについて、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

なお、人口減少時代において、参画と協働を基本とした地域自治を一層推進するため、西脇市自治基本条例第14条で定める「地域自治協議会」について、本審議会の審議過程で各委員から出された意見を尊重し、市民の理解を十分に得ながら協議会の導入に努められるよう要望します。

さらに、市民と行政の協働の一つとなるまちづくり活動の支援として実施している「西脇市地区まちづくり実践補助事業」及び「西脇市市民提案型まちづくり事業」については、団体等が本制度を礎に活動を拡大できるよう、積極的な支援を要望します。

記

- 1 地域自治協議会について、市民全体の理解が深まるよう積極的な情報提供及び、合意形成に向けた支援に努められたい。
- 2 地域自治協議会に関する理解が得られ、体制が整った地区においてモデル事業を実施し、その効果を検証した上で市内全域に展開できるように図られたい。
- 3 地域自治協議会の導入に合わせ、市から地区に交付している補助金等のうち、地区の裁量で用途を決定することが可能な補助金等を事務局人件費と併せ一括交付金として各地区に交付できるように制度設計に努められたい。
- 4 「西脇市地区まちづくり実践補助事業」については、地域自治協

議会を導入した地区への一括交付金の交付に合わせ、補助金から一括交付金へ移行されるよう努められたい。

- 5 「市民提案型まちづくり事業」については、「チャレンジ事業」と「ファーストステップ事業」を統合し、発足初期からの活発な活動を支援するため設立後1年以上の団体を対象とするといった制限をなくすなど、市民にとってより分かりやすく使いやすい制度設計を図るとともに、市民への当制度の周知徹底に努められたい。

以上